

南知多町姉妹町村等宿泊助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、ゆとりある活力に満ちたふるさとづくりのため、余暇時間の増加に対応し、心の豊かさを感じることのできるふれあいの場を創出するとともに地域間交流を進め住民福祉の向上を目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の対象者は、町内に住所を有する者で、利用日における年齢が3歳以上とし、南知多町が指定した宿泊施設を利用した者（以下「利用者」という。）とする。

(宿泊施設)

第3条 前条で規定する宿泊施設は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県八百津町の宿泊施設
- (2) 長野県下諏訪町の宿泊施設

(助成内容)

第4条 町長は、利用者に対して1旅行、1人1回2,000円を限度として、助成する。

(助成券の申込み)

第5条 助成を受けようとする者は、あらかじめ第3条の宿泊施設に予約し、南知多町姉妹町村等宿泊助成券交付申請書（様式1号—1）を町長に提出しなければならない。

(助成券の交付)

第6条 町長は、前条の申請書を受理後、第2条に規定する資格を有していると認めたときは、宿泊助成券（様式第1号—2）を交付する。

(助成券の精算)

第7条 町長は、姉妹町村等の各観光協会長等と宿泊施設の利用に関し契約を締結し、この事業を円滑に実施する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 南知多町ふれあいふるさとづくり事業交付金交付要綱（平成6年5月2日施行）により、施行中の助成については、この要綱の助成として適用する。
- 3 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中助成金額については同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 前項ただし書きについて同施行日前の助成金は、なお従前の例による。

6 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

7 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

8 前項施行日前の助成金は、なお従前の例による。

(適用除外)

9 第 2 項の助成の適用を解く。

(施行期日)

10 この要綱は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(要綱中における用語定義等について)

1. 第4条中

「1旅行、1人1回」とは、自宅等から出発し帰宅するまでをいい、年に複数回利用を妨げない。

2. その他

公務によるもの及び町から当該旅行に対し旅費補助金の交付されている個人・団体は、助成対象外とする。